

長崎県公共建築工事積算基準等資料の改定について		目次
改定		現行
長崎県公共建築工事積算基準等資料		長崎県公共建築工事積算基準等資料
目次		目次
第1編 総則		第1編 総則
第2編 工事費		第2編 工事費
第3編 共通費		第3編 共通費
第1章 ～ 第5章 (略)		第1章 ～ 第5章 (略)
第4編 単価、価格等		第4編 単価、価格等
第1章 ～ 第5章 (略)		第1章 ～ 第5章 (略)
附表 補正市場単価算出方法 ※参照		附表 補正市場単価算出方法 ※参照
<p>(※) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(令和3年改定)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p>		<p>(※) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(令和2年改定)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p>

改定	現行
<p>第3編 共通費</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p><u>(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合</u></p> <p><u>イ.</u> 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。<u>なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。</u></p> <p><u>(イ)</u> 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p><u>(ロ)</u> 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p><u>(ハ)</u> 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p><u>ロ.</u> 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。</p> <p><u>(イ)</u> 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合</p> <p><u>(ロ)</u> 工事内容、工事費及び工期から判断して、<u>(イ)</u>に準ずるとみなせる場合</p>	<p>第3編 共通費</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p><u>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</u></p> <p><u>イ.</u> 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p><u>ロ.</u> 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p><u>ハ.</u> 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p><u>(2) 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。<u>なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。</u></u></p> <p>※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。</p> <p>イ. 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合</p> <p>ロ. 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合</p> <p><u>(3) 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</u></p>

改定

現行

ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合

イ. 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、(1)イ. による。

ロ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4～12 (略)

第2章 離島調整費

1 離島調整費の算定方法
(略)

4～12 (略)

第2章 離島調整費

1 離島調整費の算定方法
(略)

改定

現行

第3章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分
(略)

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定
(略)

ロ. 積み上げによる算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 機械器具等

①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

(共通事項) (略)

表2-1 (略)

表2-2 (略)

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数 (N)	規 格	存 置 日 数			備 考
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
P 1	25 t	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	1階当たりの面積

第3章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分
(略)

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定
(略)

ロ. 積み上げによる算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 機械器具等

①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

(共通事項) (略)

表2-1 (略)

表2-2 (略)

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数 (N)	規 格	存 置 日 数			備 考
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
P 1	25 t	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	1階当たりの面積

改定

現行

表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規格	存置日数	備考
1	16t	$2.3 \times A$	
2	16t	$5.4 \times A$	
3	16t	$8.5 \times A$	
4	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積 1,000 m ² ごとに1台
5	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積 1,000 m ² ごとに1台

表2-5 (略)

②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(ト)～(チ) (略)

(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規格	存置日数	備考
1	16t	$4 \times A + 1$	
2	16t	$8 \times A + 2$	
3	16t	$12 \times A + 3$	
4	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積 1,000 m ² ごとに1台
5	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積 1,000 m ² ごとに1台

表2-5 (略)

②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(ト)～(チ) (略)

(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

長崎県公共建築工事積算基準等資料の改定について		第4編 単価、価格等	第1章 共通事項
改定		現行	
<p>第4編 共通費</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等</p> <p><u>(1) 見積価格</u></p> <p>単価基準 第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等(実勢価格帯)を確認する。</p> <p>なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。</p> <p><u>(2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項</u></p> <p><u>見積書は紙(ファクシミリ含む)又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載(手書きメモ等)する。</u></p> <p><u>なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。(担当者印の代替としての直筆署名は不要)</u></p> <p>8～14 (略)</p>		<p>第4編 共通費</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等</p> <p>単価基準 第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等(実勢価格帯)を確認する。</p> <p>なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。</p> <p>8～14 (略)</p>	

長崎県公共建築工事積算基準等資料の改定について		第4編 単価、価格等 第1章 共通事項
改定	現行	
<p>※ 「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（令和3年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p>	<p>※ 「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（令和2改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p>	